

岩手県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社サンケア	青森県青森市浜田一丁目 2番2号	二戸薬局	二戸市堀野字大川原毛93 番地	平成29年9月26日

2 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団敬和会	北上市北鬼柳22地割46番 地	小規模多機能ホームあお やぎ	北上市青柳町二丁目6番 9号	平成29年12月20日

3 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社サンケア	青森県青森市浜田一丁目 2番2号	二戸薬局	二戸市堀野字大川原毛93 番地	平成29年9月26日

4 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団敬和会	北上市北鬼柳22地割46番 地	小規模多機能ホームあお やぎ	北上市青柳町二丁目6番 9号	平成29年12月20日